

うるま市情報公開制度・ 個人情報保護制度について

うるま市では、平成17年4月1日から「うるま市情報公開条例」と「うるま市個人情報保護条例」を制定し、市民の知る権利の尊重と市の市政に関する説明責任を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利をいかなる人にも保障しています。また、個人情報の適正な取扱いに關して必要な事項を定め、個人の尊重と市民生活の安定を図り、もって市民の基本的な人権を擁護します。

情報公開制度

市が保有している情報は、市と市民のみなさんとの共有の財産です。情報公開制度というのは、市が保有している情報を見たいときに、だれでも、いつでも公開の請求をすることができ、権利を保障するものです。同時に、市に対しては市民のみなさんの公開の請求に応じることを義務付けています。

公開請求できる人

市民、市民以外を問わず誰でも請求することができます。

公開対象となる情報

職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真等及び磁気テープなどに記録されている情報

公開することができない情報

個人のプライバシーに関わる情報

(個人情報)、法律・条例等の規定で公開することができない情報(法令秘情報)、法人等に関する企業情報(法人等情報)、公開されると公正・適正な運営が著しく妨げられる情報(行政執行情報)等

情報公開をする機関(実施機関)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者、議会



個人情報保護制度

市は、市民の皆様には身近な仕事をしているため、多くの個人情報を収集、管理、利用しています。このような個人情報の取扱いについて、最大限の保護に努めるとともに、開示請求等の自己情報をコントロールする権利を保障します。

自己情報をコントロールする権利

【開示請求】

自分についてどんな情報があるのか知ることができます。

【訂正請求】

自分の情報に誤りがあれば、訂正を請求することができます。

【削除請求】

自分の情報が条例に違反して収集されている場合は、その削除を請求することができます。

【中止請求】

自分の情報が条例に違反して目的外に利用・提供されている場合は、その利用・提供の中止などを請求することができます。

開示されないことがある個人情報

個人情報保護制度では、個人の情報はその本人にすべて開示することが原則です。しかし、公共の利益を守り、

市政の公正な執行のため情報の内容や性質によっては例外的に不開示とすることがあります。次の情報については、開示しないことがあります。

○法律や条例の定めにより開示することができない情報

○個人の評価、診断、相談等の情報で、開示することにより明らかに事務の適正な執行に支障があると認められる情報

○捜査、訴訟等の情報で、開示することによりこれら事務の適正な執行に支障が生じるおそれが認められる情報

○未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合で、その子供の利益に反すると認められた情報

○市が「うるま市情報公開・個人情報保護制度運営審議会」の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めた情報

情報公開をする機関(実施機関)

情報公開制度の機関と同じです。

※個人情報の請求をするときは、本人であることを証明する運転免許証又は旅券などが必要です。